

ID: 181

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例 第7条第1項(第17条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	平成22年条例第38号
【根拠条文】 (使用許可) 第7条 潮芦屋交流センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物、設備、機器その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。 2 市長は、前項の許可に潮芦屋交流センターの管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。 (管理の代行等) 第17条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、潮芦屋交流センターの管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、指定管理者に潮芦屋交流センターの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 潮芦屋交流センターの使用の許可に関する業務 (2) 潮芦屋交流センターの運営に関する業務 (3) 潮芦屋交流センターの施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、潮芦屋交流センターの運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務 3 第1項の規定により、指定管理者に潮芦屋交流センターの管理を行わせる場合の第6条第3項、第7条及び第9条の規定の適用については、第6条第3項中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第7条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和6年4月1日
-----------	-----------	---------------	----------